

裾野市既存建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱取扱要領

第1 通則

裾野市既存建築物等耐震化促進事業費補助金の交付に関しては、この取扱要領に定めるところによる。

第2 定義

この要領における用語の定義は、それぞれ交付要綱に定めるところによるほか、住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（令和7年3月31日付け国住街第144号・国住市第98号・国住木第110号）、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業費補助金交付要綱（令和8年3月17日付け住安第2130号）による。

第3 補助対象事業と採択基準

（1）木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）

交付要綱別表第1の1に定める既存木造住宅の補強計画を策定及び耐震補強工事で、次の各号のいずれかに該当する補強計画の策定と耐震補強工事する。

ア 耐震補強工事を行った後に、耐震評点が1.0以上となる補強計画と耐震補強工事
イ 新工法を採用する等、アと同等以上の効果が認められる補強計画と耐震補強工事

（2）木造住宅の移転事業

交付要綱別表第1の2に定める木造住宅の移転事業で、耐震診断の結果、評点1.0未満である既存住宅を全部除去し、耐震性のある既存住宅等（自ら所有する住宅を除く。）に住み替える事業とする。

（3）防災ベッド整備事業

交付要綱別表第1の3に定める木造の既存住宅（過去に交付要綱に基づく、木造住宅の耐震改修事業の補助金の交付をうけたものを除く）に防災ベッドを設置する事業とする。

（4）非木造住宅の耐震診断事業

交付要綱別表1の4に定める既存住宅又は既存マンションの耐震診断を行う事業とする。

（5）非木造住宅の補強計画策定事業

交付要綱別表第1の5に定める非木造の既存住宅の補強計画策定を行う事業で、耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）/ ET （静岡県耐震判定指標値） < 1.0 であった建築物が $I_s/ET \geq 1.0$ となる補強計画策定を行う事業とする。

（6）非木造住宅の耐震化事業

交付要綱別表第1の6に定める非木造の既存住宅の耐震改修工事を行う事業で、耐震診断の結果、 $I_s/ET < 1.0$ であった建築物が、耐震改修工事を行った後に $I_s/ET \geq 1.0$

となる耐震改修工事を行う事業とする。

(7) 建築物の耐震診断事業

交付要綱別表 1 の 7 に定める既存建築物の耐震診断を行う事業とする。

(8) 建築物の補強計画策定事業

交付要綱別表第 1 の 8 に定める既存建築物又はマンションの補強計画策定を行う事業で、耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）/ ET （静岡県耐震判定指標値） <1.0 であった建築物が $I_s/ET \geq 1.0$ となる補強計画策定を行う事業とする。

(9) 建築物の耐震化事業

交付要綱別表第 1 の 9 に定める既存建築物の耐震改修工事を行う事業で、耐震診断の結果、 $I_s/ET < 1.0$ であった建築物が、耐震改修工事を行った後に $I_s/ET \geq 1.0$ となる耐震改修工事を行う事業とする。

(10) ブロック塀等の安全確保事業(緊急輸送路等)

交付要綱別表第 1 の 10 に定める地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等(緊急輸送路等に面するブロック塀等に限る。)を安全な塀（組積造の塀を除く。）に耐震改修及び建替え、除却する事業とする。

(11) 危険なブロック塀等の除却事業

交付要綱別表第 1 の 11 に定める地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等(道路に面するブロック塀等に限る。)を除却する事業とする。

(12) 生け垣等設置事業

交付要綱別表第 1 の 12 に定める前号に併せ、撤去跡地に生け垣、フェンス、竹板塀などを設置する事業とする。

(13) 要安全確認計画記載建築物の耐震化事業

交付要綱別表第 1 の 13 に定める要安全確認計画記載建築物の補強計画、耐震改修、建替え又は除却工事を実施する事業で、耐震診断の結果、 $I_s/ET < 1.0$ であった建築物が、耐震改修工事を行った後に $I_s/ET \geq 1.0$ となる補強計画の策定及び耐震改修工事を行う事業とする。

第 4 耐震診断等の方法

交付要綱による既存建築物の耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号の別添による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む）とする。なお、非木造の既存建築物については ET 値（静岡県耐震判定指標値）を用いて耐震性能を評価すること。

第 5 耐震診断等の実施者

既存建築物の耐震診断及び補強計画の策定は、静岡県耐震診断補強相談士又はそれらの者と同等の知識を有する者のいる建築士事務所が行うものとする。ただし、木造住宅の耐

震改修事業(補強計画一体型)における補強計画の策定及び木造住宅の移転事業における採択要件を確認するための耐震診断は、建築士事務所に所属する静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。

第6 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）があるときの取扱いは、次のとおりとする。

（1）交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、申請者は、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（2）実施報告における消費税仕入控除税額等の減額

申請者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

（3）消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

実績報告に基づき市町長が当該補助金の額を確定した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、申請者は、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

第7 添付書類

要綱に規定する交付の申請、変更等承認及び実績報告をするときは、要綱に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)

ア 交付申請 各 1 部

（ア）耐震計画策定経費の見積書の写し

（イ）耐震補強工事に要する経費の見積書（概算）の写し

（ウ）昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（10 ㎡以上の増築、改築を含む）したことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し

a 建築確認通知書

- b 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
- c 登記事項証明書（家屋）
- （エ）耐震診断結果報告書（わが家の専門家診断等）
- （オ）静岡県耐震診断補強相談士又はそれらの者と同等の知識を有する者の確認を証するもの
- （カ）案内図（縮尺 2,500 分の 1 以上の地図）
- （キ）補強計画と耐震補強工事実施建築物の配置図及び平面図
- （ク）高齢者のみが居住する住宅等へ補助額の割増しを行う場合は、それらを証明できる書類
- （ケ）所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書
- （コ）その他市長が必要と認めたもの。

イ 変更等の承認申請 各 1 部

- （ア）変更の内容がわかる書類

ウ 設計確認 各 1 部

- （ア）耐震補強工事に要する経費の見積書の写し
- （イ）耐震診断・補強計画の評点算定根拠
- （ウ）補強計画平面図（補強方法、補強箇所を明示する。）
- （エ）その他市長が必要と認めたもの

エ 完了実績報告 各 1 部

- （ア）補強計画策定経費の領収書等の写し
- （イ）耐震補強工事経費の領収書等の写し
- （ウ）耐震補強工事施工平面図（補強方法、補強箇所を明示する。）
- （エ）施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時の写真
- （オ）工事監理報告書等の写し
- （カ）その他市長が必要と認めたもの

（2）木造住宅の移転事業

ア 交付申請 各 1 部

- （ア）耐震診断結果報告書の写し

耐震診断結果報告書には、次の事項を記載した書類を添付する。

- ・建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・耐震診断の評点及び算定根拠

- （イ）除却工事実施建築物の配置図
- （ウ）移転に係る経費の見積書の写し

- (エ) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（10 m²以上の増築、改築を含む）したことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し
 - a 建築確認通知書
 - b 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
 - c 登記事項証明書（家屋）
- (オ) 高齢者のみが居住する住宅等を証明できる書類
- (カ) 案内図（縮尺 2,500 分の 1 以上の地図）
- (キ) 除却工事前の写真
- (ク) 移転先の建築物に耐震性があることを証明することができる次のいずれかの書類の写し
 - a 建築確認通知書
 - b 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
 - c 登記事項証明書（家屋）
- (ケ) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書
- (コ) その他市長が必要と認めたもの

- イ 変更等の承認申請 各 1 部
 - (ア) 変更の内容がわかる書類

- ウ 完了実績報告 各 1 部
 - (ア) 移転先住所地の住民票の写し
 - (イ) 除却後の写真
 - (ウ) 建築物の除却届の写し
 - (エ) 移転に係る経費の領収書の写し
 - (オ) その他市長が必要と認めたもの

(3) 防災ベッド整備事業

- ア 交付申請 各 1 部
 - (ア) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（10 m²以上の増築、改築を含む）したことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し
 - a 建築確認通知書
 - b 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
 - c 登記事項証明書（家屋）
 - (イ) 防災ベッド施工経費の見積書の写し

- (ウ) 案内図（縮尺 2,500 分の 1 以上の地図）
- (エ) 施工前の写真
- (オ) 施工場所、防災ベッドが確認できる書類（施工計画図、仕様書等）
- (カ) 高齢者のみが居住する住宅等を証明できる書類
- (キ) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書
- (ク) その他市長が必要と認めたもの

イ 変更等の承認申請 各 1 部

- (ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 完了実績報告 各 1 部

- (ア) 事業の完成を確認できる写真（施工前、施工中及び完了時）
- (イ) 事業の経費の領収書等の写し
- (ウ) その他市長が必要と認めたもの

(4) 非木造住宅の耐震診断事業

ア 交付申請 各 1 部

- (ア) 耐震診断経費の見積書の写し
- (イ) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（10 m²以上の増築、改築を含む）したことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し
 - a 建築確認通知書
 - b 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
 - c 登記事項証明書（家屋）
- (ウ) 静岡県耐震診断補強相談士又はそれらの者と同等の知識を有する者の確認を証するもの
- (エ) 案内図（縮尺 2,500 分の 1 以上の地図）
- (オ) 耐震診断実施住宅の配置図及び平面図
- (カ) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書
- (キ) その他市長が必要と認めたもの。

イ 変更等の承認申請 各 1 部

- (ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 完了実績報告 各 1 部

- (ア) 耐震診断経費の領収書等の写し
- (イ) 耐震診断結果報告書の写し

耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・ 建築物の名称、所有者、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
- ・ 構造部材強度
コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他
- ・ 耐震診断の方針
- ・ 診断結果の概要
- ・ 建築物の性質
- ・ 総合所見
- ・ 平面図、伏図、軸組図

(ウ) 耐震診断評定書の写し

評定は、耐震評定委員会（社団法人静岡県建築士事務所協会内）SPRC 委員会（財団法人日本建築防災協会内）等第三者機関的な委員会に諮るものとする。

ただし、次に掲げる建築物の診断結果については、この限りでない。

- (a) 次のいずれかに該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物

- ・ 延べ面積 1,000 平方メートル未満
- ・ 地上階数 2 以下

- (b) 同一申請者が複数の建築物を耐震診断する場合で、次のすべてに該当し、なおかつ 1 棟分の耐震診断評定書の写しがあるもの

- ・ 建築物構造が同一
- ・ 建築規模が同程度
- ・ 建築時期が同程度

- (c) 市長が不要と認める建築物

(5) 非木造住宅の補強計画策定事業

ア 交付申請 各 1 部

(ア) 耐震診断結果報告書

耐震診断結果報告書には、次の事項を記載した書類を添付する。

- ・ 建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・ 耐震診断の評点及び算定根拠

(イ) 耐震診断評定書の写し

評定は、評定委員会（財団法人静岡県建築設計事務所協会内）、SPRC 委員会（財団法人日本建築防災協会内）等第三者機関的な委員会に諮るものとする。

ただし、次に掲げる建築物の診断結果については、この限りでない。

- (a) 次のいずれかに該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物

- ・延べ面積 1,000 平方メートル未満
- ・地上階数 2 以下

(b) 同一申請者が複数の建築物を耐震診断する場合で、次の全てに該当し、なおかつ 1 棟分の耐震診断評定書の写しがあるもの

- ・ 建築物構造が同一
- ・ 建築規模が同程度
- ・ 建築時期が同程度

(c) 市長が不要と認める建築物

(ウ) 補強計画策定経費の見積書の写し

(エ) 静岡県耐震診断補強相談士またはそれらの者と同等の知識を有する者の確認を証するもの

(オ) 案内図（縮尺 2,500 分の 1 以上の地図）

(カ) 補強計画実施建築物の配置図及び平面図

(キ) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書

(ク) その他市長が必要と認めたもの。

イ 変更等の承認申請 各 1 部

(ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 完了実績報告 各 1 部

(ア) 補強計画結果報告書

補強計画結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・ 建築物の所有者、所在地、用途・規模、補強計画策定者の名称・住所
- ・ 補強計画の評点及び算定根拠
- ・ 補強計画平面図（補強方法、補強箇所を明示する。）

(イ) 補強計画策定経費の領収書等の写し

(6) 非木造住宅の耐震化事業

ア 交付申請 各 1 部

申請書には次の書類を添付する。

(ア) 耐震診断結果報告書及び補強計画結果報告書

耐震診断結果報告書及び補強計画結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・ 建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
- ・ 耐震診断・補強計画の評点及び算定根拠
- ・ 補強計画平面図（補強方法、補強箇所を明示する。）

- (イ) 耐震補強工事経費の見積書の写し
- (ウ) 耐震補強工事実施建築物の配置図
- (エ) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書
- (オ) その他市長が必要と認めたもの。

イ 変更等の承認申請 各 1 部

- (ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 完了実績報告 各 1 部

- (ア) 耐震診断結果報告書の写し

耐震補強工事結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・ 建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・ 補強計画の評点及び算定根拠（補強内容に変更がある場合に限る。）
- ・ 補強計画平面図（補強方法、補強箇所を明示する。）
- ・ 補強工事写真

- (イ) 耐震補強工事経費の領収書等の写し

(7) 建築物の耐震診断事業

ア 交付申請 各 1 部

- (ア) 耐震診断経費の見積書の写し

- (イ) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（10 ㎡以上の増築、改築を含む）したことを証明するもので下記のいずれかの書類の写し

- a 建築確認通知書
- b 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
- c 登記事項証明書（家屋）

- (ウ) 静岡県耐震診断補強相談士又はそれらの者と同等の知識を有する者の確認を証するもの

- (エ) 案内図（縮尺 2,500 分の 1 以上の地図）

- (オ) 耐震診断実施建築物の配置図及び平面図

- (カ) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書

- (キ) その他市長が必要と認めたもの。

イ 変更等の承認申請 各 1 部

- (ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 完了実績報告 各 1 部

(ア) 耐震診断経費の領収書等の写し

(イ) 耐震診断結果報告書の写し

耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・ 建築物の名称、所有者、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
- ・ 構造部材強度
コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他
- ・ 耐震診断の方針
- ・ 診断結果の概要
- ・ 建築物の性質
- ・ 総合所見
- ・ 平面図、伏図、軸組図

(ウ) 耐震診断評定書の写し

評定は、耐震評定委員会（社団法人静岡県建築士事務所協会内）SPRC 委員会（財団法人日本建築防災協会内）等第三者機関的な委員会に諮るものとする。

ただし、次に掲げる建築物の診断結果については、この限りでない。

(a) 次のいずれかに該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物

- ・ 延べ面積 1,000 平方メートル未満
- ・ 地上階数 2 以下

(b) 次のいずれにも該当する木造の建築物

- ・ 延べ面積 1,000 平方メートル以下（平屋建てのものは除く）
- ・ 高さ 13 メートル以下
- ・ 軒の高さ 9 メートル以下
- ・ 階数 2 以下

(c) 同一申請者が複数の建築物を耐震診断する場合で、次のすべてに該当し、なおかつ 1 棟分の耐震診断評定書の写しがあるもの

- ・ 建築物構造が同一
- ・ 建築規模が同程度
- ・ 建築時期が同程度

(d) 市長が不要と認める建築物

(8) 建築物の補強計画策定事業

ア 交付申請 各 1 部

(ア) 耐震診断結果報告書の写し

耐震診断結果報告書には、次の事項を記載した書類を添付する。

- ・ 建築物の名称、所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日

- ・構造部強度
コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他
- ・耐震診断の方針
- ・診断結果の概要
- ・建築物の性質
- ・総合所見
- ・平面図、伏図、軸組図

(イ) 耐震診断評定書の写し

評定は、評定委員会（財団法人静岡県建築設計事務所協会内）、S P R C 委員会（財団法人日本建築防災協会内）等第三者機関的な委員会に諮るものとする。

ただし、次に掲げる建築物の診断結果については、この限りでない。

(a) 次のいずれかに該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物

- ・延べ面積 1,000 平方メートル未満
- ・地上階数 2 以下

(b) 次のいずれにも該当する木造の建築物

- ・延べ面積 1,000 平方メートル以下（平屋建てのものは除く）
- ・高さ 13 メートル以下
- ・軒の高さ 9 メートル以下
- ・階数 2 以下

(c) 同一申請者が複数の建築物を耐震診断する場合で、次の全てに該当し、なおかつ 1 棟分の耐震診断評定書の写しがあるもの

- ・建築物構造が同一
- ・建築規模が同程度
- ・建築時期が同程度

(d) 市長が不要と認める建築物

(ウ) 補強計画策定経費の見積書の写し

(エ) 静岡県耐震診断補強相談士またはそれらの者と同等の知識を有する者の確認を証するもの

(オ) 案内図（縮尺 2,500 分の 1 以上の地図）

(カ) 補強計画実施建築物の配置図

(キ) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書

(ク) その他市長が必要と認めたもの。

イ 変更等の承認申請 各 1 部

(ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 完了実績報告 各 1 部

(ア) 補強計画結果報告書

補強計画結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・建築物の所有者、所在地、用途・規模、補強計画策定者の名称・住所
- ・補強計画の評点及び算定根拠
- ・補強計画平面図（補強方法、補強箇所を明示する。）

(イ) 耐震改修促進法に基づく認定通知書又は建築基準法の全体計画の認定書の写し

(ウ) 補強計画策定経費の領収書等の写し

(9) 建築物の耐震化事業

ア 交付申請 各 1 部

申請書には次の書類を添付する。

(ア) 耐震改修工事見積書の写し

(イ) 耐震改修促進法に基づく認定通知書、建築基準法の全体計画の認定書

(ウ) 耐震診断評定書の写し

評定は、評定委員会（財団法人静岡県建築設計事務所協会内）、SPRC委員会（財団法人日本建築防災協会内）等第三者機関的な委員会に諮るものとする。

ただし、次に掲げる建築物の診断結果については、この限りでない。

(a) 次のいずれかに該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物

- ・延べ面積 1,000 平方メートル未満
- ・地上階数 2 以下

(b) 次のいずれにも該当する木造の建築物

- ・延べ面積 1,000 平方メートル以下（平屋建てのものは除く）
- ・高さ 13 メートル以下
- ・軒の高さ 9 メートル以下
- ・階数 2 以下

(c) 同一申請者が複数の建築物を耐震診断する場合で、次の全てに該当し、なおかつ 1 棟分の耐震診断評定書の写しがあるもの

- ・建築物構造が同一
- ・建築規模が同程度
- ・建築時期が同程度

(d) 市長が不要と認める建築物

- (エ) 工事概要図面の写し
- (オ) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書
- (カ) その他市長が必要と認めたもの。

イ 変更等の承認申請 各 1 部

- (ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 完了実績報告 各 1 部

完了報告書には次の書類を添付する。

- (ア) 事業の完成を確認できる全景写真
- (イ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による計画の認定事務取扱要領（平成 9 年 3 月 25 日付け建第 1187 号建築課長通知。以下「認定事務取扱要領」とする。）による工事完了確認書又は全体計画の認定のうち当該耐震補強に係る工事の検査済証の写し
- (ウ) 耐震改修工事経費の領収書等の写し

(10) ブロック塀等の安全確保事業(緊急輸送路等)

ア 交付申請 各 1 部

申請書には次の書類を添付する。

- (ア) 施工のための見積書の写し
- (イ) 案内図（縮尺 2,500 分の 1 以上の地図）
- (ウ) 施工前の配置図
- (エ) 施工前の写真
- (オ) 設計図（配置図、平面図、立面図及び断面図）（除却の場合を除く）
- (カ) その他市長が必要と認めたもの。

イ 変更等の承認申請 各 1 部

- (ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 完了実績報告 各 1 部

完了報告書には次の書類を添付する。

- (ア) 事業の完成を確認できる全景写真及び工程ごとの必要とする工事写真
- (イ) 設計及び工事請負に係る契約書の写し(除却を除く)
- (ウ) 完成図面(配置図、平面図、立面図及び断面図)(除却を除く)
- (エ) 工事経費の領収書等の写し
- (オ) その他市長が必要と認めたもの

(1 1) 危険なブロック塀等の除却事業

ア 交付申請 各 1 部

申請書には次の書類を添付する。

- (ア) 施工のための見積書の写し
- (イ) 案内図 (縮尺 2,500 分の 1 以上の地図)
- (ウ) 施工前の配置図
- (エ) 施工前の写真
- (オ) その他市長が必要と認めたもの

イ 変更等の承認申請 各 1 部

- (ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 完了実績報告 各 1 部

完了報告書には次の書類を添付する。

- (ア) 事業の完成を確認できる全景写真
- (イ) 工事経費の領収書等の写し
- (ウ) その他市長が必要と認めたもの

(1 2) 生け垣等設置事業

ア 交付申請 各 1 部

申請書には次の書類を添付する。

- (ア) 施工のための見積書の写し
- (イ) 設計図 (平面図、立面図)
- (ウ) その他市長が必要と認めたもの

イ 変更等の承認申請 各 1 部

- (ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 完了実績報告 各 1 部

完了報告書には次の書類を添付する。

- (ア) 事業の完成を確認できる全景写真
- (イ) 工事経費の領収書等の写し
- (ウ) その他市長が必要と認めたもの

(1 3) 要安全確認計画記載建築物の補強計画策定事業

ア 交付申請 各 1 部

(ア) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（平成 25 年 10 月 4 日国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室事務連絡 様式 1）の写し

(イ) 耐震診断結果報告書の写し

耐震診断結果報告書には、次の事項を記載した書類を添付する。

- ・ 建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・ 構造部強度
 - コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他
- ・ 耐震診断の方針
- ・ 診断結果の概要
- ・ 建築物の性質
- ・ 総合所見
- ・ 配置図、平面図、立面図、伏図、軸組図

(ウ) 耐震診断評定書の写し（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 号に掲げる建築物又は階数が 3 以上で床面積の合計が 1,000 m²以上の建築物に限る。）

評定は、評定委員会（財団法人静岡県建築設計事務所協会内）、SPRC 委員会（財団法人日本建築防災協会内）等第三者機関的な委員会に諮るものとする。

(エ) 補強計画策定経費の見積書の写し

(オ) 静岡県耐震診断補強相談士またはそれらの者と同等の知識を有する者の確認を証するもの

(カ) 案内図（縮尺 2,500 分の 1 以上の地図）

(キ) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書

(ク) その他市長が必要と認めたもの。

イ 変更等の承認申請 各 1 部

(ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 完了実績報告 各 1 部

(ア) 補強計画結果報告書

補強計画結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・ 建築物の所有者、所在地、用途・規模、補強計画策定者の名称・住所
- ・ 補強計画の評点及び算定根拠
- ・ 補強計画平面図（補強方法、補強箇所を明示する。）

(イ) 補強計画に係る評定書の写し（法第 14 条第 1 号に掲げる建築物又は階数が 3

以上で床面積が 1,000 m²以上の建築物に限る。)

(ウ) 補強計画策定経費の領収書等の写し

(14) 要安全確認計画記載建築物の耐震化事業

ア 交付申請 各1部

(ア) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(平成25年10月4日国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室事務連絡 様式1)の写し

(イ) 補強計画結果報告書の写し(耐震改修の場合)

補強計画結果報告書には、次の事項を記載した書類を添付する。

- ・ 建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
- ・ 耐震診断・補強計画の評点及び算定根拠
- ・ 配置図、補強計画平面図(補強方法、補強箇所を明示する。)、立面図、伏図、軸組図

(ウ) 補強計画に係る評定書の写し(法第14条第1号に掲げる建築物又は階数が3以上で床面積が1,000 m²以上の建築物に限る。)(耐震改修の場合)

評定は、評定委員会(財団法人静岡県建築設計事務所協会内)、SPRC委員会(財団法人日本建築防災協会内)等第三者機関的な委員会に諮るものとする。

(エ) 事業に要する費用の見積書の写し

(オ) 耐震診断結果報告書の写し(建替え、除却の場合)

耐震診断結果報告書には、次の事項を記載した書類を添付する。

- ・ 建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・ 構造部強度
コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他
- ・ 耐震診断の方針
- ・ 診断結果の概要
- ・ 建築物の性質
- ・ 総合所見
- ・ 配置図、平面図、立面図、伏図、軸組図

(カ) 耐震診断評定書の写し(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。))第14条第1号に掲げる建築物又は階数が3以上で床面積の合計が1,000 m²以上の建築物に限る。)(建替え、除却の場合)

評定は、評定委員会(財団法人静岡県建築設計事務所協会内)、SPRC委員会(財団法人日本建築防災協会内)等第三者機関的な委員会に諮るものとする。

(キ) 工事概要がわかる図面(耐震改修、建替えの場合)

(ク) 既存建築物の概要がわかる図面(除却の場合)

- (ケ) 静岡県耐震診断補強相談士またはそれらの者と同等の知識を有する者の確認を証するもの（耐震改修の場合）
- (コ) 計画建物の建築確認済証の写し（建替え工事の場合）
- (サ) 案内図（縮尺 2,500 分の 1 以上の地図）
- (シ) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書
- (ス) その他市長が必要と認めたもの。

イ 変更等の承認申請 各 1 部

- (ア) 変更の内容がわかる書類

ウ 完了実績報告 各 1 部

- (ア) 工事管理報告書等の写し（耐震改修の場合）
- (イ) 事業の完成を確認できる写真（耐震改修の場合）
- (ウ) 除却工事前の写真、除却後の写真（建替え、除却の場合）
- (エ) 新築建築物の着工の写真（建替えの場合）
- (オ) 新築建築物の完了検査済証の写し（建替えの場合）
- (カ) 建築物除却届の写し（除却の場合）
- (キ) 事業の経費の領収書等の写し

第 7 端数処理

裾野市既存建築物耐震性向上事業費の補助額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

第 8 その他

この要領に定めるもののほかに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 3 日から施行し、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 11 月 19 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。